

法規制管理要領・様式-2

# 法規制管理項目一覧表

承認	確認	作成
横山	三井	種村
2024.1.17	2024.1.17	2024.1.17

監視・測定項目		次回測定時期	使用する監視機器	法規制値 (上乗せ基準)	記録実績 (2024年度)	記録の保存	準拠する法令															
環境保全活動項目	騒音防止	定期測定 (1回/1年)	騒音計	敷地境界線において 単位(dB) <table border="1"> <tr> <td></td> <td>朝</td> <td>昼間</td> <td>夕</td> <td>夜間</td> </tr> <tr> <td>時間</td> <td>6:00 ~ 8:00</td> <td>8:00 ~ 19:00</td> <td>19:00 ~ 22:00</td> <td>22:00 ~ 6:00</td> </tr> <tr> <td>本社規制値</td> <td>65</td> <td>70</td> <td>65</td> <td>60</td> </tr> </table>		朝	昼間	夕	夜間	時間	6:00 ~ 8:00	8:00 ~ 19:00	19:00 ~ 22:00	22:00 ~ 6:00	本社規制値	65	70	65	60	工作機 2023年11月24日測定 朝 53db~57db 昼 63db~68db 夕 55db~63db 夜 52db~54db  自動車部品 2023年10月27日 朝 58db~63db 昼 63db~67db 夕 55db~63db 夜 54db~60db	5年	・騒音規制法 ・三重県生活環境の保全に関する条例
		朝	昼間	夕	夜間																	
	時間	6:00 ~ 8:00	8:00 ~ 19:00	19:00 ~ 22:00	22:00 ~ 6:00																	
	本社規制値	65	70	65	60																	
振動防止	新規に振動発生設備導入時	外部業者に委託	敷地境界線において 単位(dB) <table border="1"> <tr> <td></td> <td>昼間</td> <td>夜間</td> </tr> <tr> <td>時間</td> <td>8:00 ~ 19:00</td> <td>19:00 ~ 8:00</td> </tr> <tr> <td>規制値</td> <td>65</td> <td>60</td> </tr> </table>		昼間	夜間	時間	8:00 ~ 19:00	19:00 ~ 8:00	規制値	65	60	本社工場 2003年度実績 昼 28db~42db 夜 18db~30db 本社(自動車部品)工場 2003年度実績 昼 26db~30db 夜 20db~24db 本社工場(溶接工場北側) 2006年度実績 昼 42dB 夜 32dB 自動車部品(西側増築部) 2006年度実績 昼 31dB~34dB 夜 30dB~35dB	5年	・振動規制法 ・三重県生活環境の保全に関する条例							
	昼間	夜間																				
時間	8:00 ~ 19:00	19:00 ~ 8:00																				
規制値	65	60																				
大気汚染防止	硫酸化物 K値 ばいじんの量 窒素酸化物(NOx)	定期測定 (1回/2年)	外部業者に委託	K値 14.5以下 ばいじん 0.2g/Nm <sup>3</sup> NOx 230ppm	該当なし。	5年	・大気汚染防止法 ・三重県生活環境の保全に関する条例															
水質汚濁防止	水素イオン濃度(PH) 生物化学的酸素要求量(BOD) 化学的酸素要求量(COD) 浮遊物質(SS) 大腸菌郡数	定期測定 (1回/年)	外部業者に委託	排出基準規制値(50m <sup>3</sup> 以上)に該当せず <table border="1"> <tr> <th>項目</th> <th>許容限度</th> </tr> <tr> <td>PH</td> <td>5.8~8.6</td> </tr> <tr> <td>BOD</td> <td>160(mg/l)</td> </tr> <tr> <td>COD</td> <td>160(mg/l)</td> </tr> <tr> <td>SS</td> <td>200(mg/l)</td> </tr> <tr> <td>大腸菌群数</td> <td>3000個/cm<sup>3</sup></td> </tr> </table>	項目	許容限度	PH	5.8~8.6	BOD	160(mg/l)	COD	160(mg/l)	SS	200(mg/l)	大腸菌群数	3000個/cm <sup>3</sup>	2024年2月22日測定 自動車部品工場 PH 6.9~7.2 BOD 2.5~4.2 COD 3.8~11 SS 1~6 大腸菌 1600  工作機製造工場 PH 6.8~7.3 BOD 1.3~2.2 COD 2.3~4.4 SS 1 大腸菌 <30	5年	・大気汚染防止法 ・三重県生活環境の保全に関する条例 ・水質汚濁防止法			
項目	許容限度																					
PH	5.8~8.6																					
BOD	160(mg/l)																					
COD	160(mg/l)																					
SS	200(mg/l)																					
大腸菌群数	3000個/cm <sup>3</sup>																					

\*注:ただし、部長が必要であると判断した場合、測定回数を増やしても良い。

保管期間 5年(ISO事務局)

法規制管理要領・様式-2

# 法規制管理項目一覧表

		監視・測定項目	次回測定時期	使用する監視機器	法規制値 (上乘せ基準)	記録実績 (2024年度)	記録の保存	準拠する法令
環境保全活動項目	空調機・コンプレッサー	フロン	簡易点検：3ヶ月に1回 定期点検：3年に1回	簡易点検 …目視 定期点検 …外部業者	定期点検は「冷凍空調技士」「高圧ガス製造保安責任者」を有しており、実務経験が3年以上ある専門業者が行う。	簡易点検記録表・定期点検記録表参照	設備 廃却時	フロン排出 抑制法
	悪臭防止	塗料(トルエン・キシレン)	随時	臭覚	トルエン 10ppm キシレン 1.0ppm	臭気全く感じられず 近隣より苦情情報無し <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">異常なし</div>	—	悪臭防止法
	下水道	本社工場下水道 (自動車部品)	定期測定 (1回/1年)	外部業者に委託	排出基準規制値(50m <sup>3</sup> 以上)に該当せず 生活用水、1日平均使用量 8.0m <sup>3</sup> (自主規制基準) 水素イオン濃 PH 5.8~8.6 BOD 160(mg/l) SS 浮遊物質 200(mg/l)	2024年2月22日測定 PH 7.2 BOD 1.6 COD 3.8 SS 1 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">異常なし</div>	5年	下水道法
	労働安全	塗装施設作業環境	定期測定 (2回/1年)	外部業者に委託	トルエン 0.07PPM キシレン 0.20PPM	年2回(3月・9月)外部業者にて 作業環境測定実施 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">異常なし(管理区分I)</div>	3年	労働安全衛生法

\*注：ただし、部長が必要であると判断した場合、測定回数を増やしても良い。